武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置 要綱(平成29年3月8日施行)の規定に基づき設置した武蔵野市シニア支 え合いポイント制度推進協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴 に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開原則)

第2条 協議会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする協議会の 議決があったときは、この限りでない。

(傍聴席の区分)

第3条 協議会の会議の傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者 席に区分する。

(傍聴人の定数)

第4条 傍聴の受付は先着順とし、定員は10名を超えないこととし、会場の 広さ等により協議会に支障のない範囲内とする。

(傍聴の手続)

- 第5条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、協議会開催の前日までに、 住所、氏名及び連絡先電話番号を明らかにしたうえで、健康福祉部地域支 援課に申し込むものとする。
- 2 前項の場合において、傍聴は、前条に規定する傍聴人の定数を限度として申込順とする

(傍聴席以外の入場禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 前条の規定にかかわらず、武蔵野市庁舎管理規則(平成19年8月武蔵野市規則第65号。以下「規則」という。)第6条第1項各号に掲げる行為を行う者その他協議会の会長(以下「会長」という。)が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

- 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。

- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 会長及び職員の指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、規則又はこの要領の規定に違反したときは、会長はこれ を制止し、従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。